

中東知的財産ニュースレター Vol.60

スペシャルレポート（アラブ首長国連邦の法改正概要）

アラブ首長国連邦

1. 新商標法
 2. ニース分類に関する連邦法
 3. マドリッド制度に関する連邦令
 4. 新たな産業財産法
 5. 新たな著作権・著作隣接権法
-

アラブ首長国連邦

UAEは、建国50周年記念事業の一環として、長年続いた同国の法体制の大幅な改正をいくつか発表しており、改正によって導入される新法は、UAEが過去に成し遂げた発展の成果に相応する先進性を備え、かつ、同国の未来への希望を反映するものとして構想されている。知的所有権法の新規改正は以下のように要約されている。

1. 新商標法

新連邦商標法（2021年第36号）（以下「新法」という）は、2021年9月20日に発行され、2021年9月26日に公布され、2022年1月2日付で発効している。新法は、1992年連邦法第37号（以下「旧法」という）の全面的な改正法として、旧法に取って代わることとなった。新法施行の詳細を定めた同法の施行規則はまだ発行されていない。新法は61条から構成されており、その中には以下のような重要な改正が含まれている。

1.1 保護範囲の拡大

第2条に含まれる商標の定義が拡張され、保護の対象となる非伝統的商標の種類が従来よりも増えたため、次のような商標の保護が可能になった。立体商標、単色の商標、ホログラム商標、音の商標、匂いの商標。

立体商標の登録は旧法に規定されていなかったが、実際にはすでに多くの立体商標がUAEにおいて登録されている。

1.2 登録を妨げられる商標

新法の第3条には商標として登録できないものが列挙されているが、新法では旧法の列挙内容に新たな例が追加され、先行登録商標または周知商標または前記商標の基本的な部分と同一または類似であるか、それらの模倣、翻訳、音訳または翻字である標章が、登録できない商標に含まれることとなった。この追加は、「GCC 統一商標法」に含まれる登録不可商標のリストに合わせたものである。

新法はさらに、登録の対象となる製品の形状または機能的に必要なだけで識別性を持たない形状を立体商標として登録することを明示的に禁じている。

1.3 周知商標の基準

新法の第4条は、周知商標（well-known trademarks）と見なされる商標について以下のような新たな基準を定めている。当該商標の広告・宣伝、登録期間、使用、当該商標が登録された国または周知と認められた国の数、または当該商標の価値の結果として生じた、公衆における当該商標の認知度、または、識別のために周知商標が使用される商品または役務の広告・宣伝に当該商標が与える影響の程度。

実は上記の基準は、産業財産権保護のためのパリ条約総会及び世界知的所有権機関（WIPO）一般総会による「周知商標の保護に関する共同勧告」¹の第2条に規定された周知商標判断の要因に適合している。

ある商標が名声を獲得しているか否かを判断するための要因または基準を定めた規定が旧法には存在しなかった、という点は指摘に値する。周知商標の判断に際して考慮すべき事項として旧法に規定されていたのは、当該商標の広告・宣伝によって生じた、関連の公衆における当該商標の知識・認識の程度のみであった。

1.4 UAE の出願人の営業ライセンス

新法は、その第6条において、あらゆる個人または団体が自らの商標を出願する権利を定めており、国内の個人/団体名義の商標登録が認められるためには出願人の営業ライセンス（trade license）を提出しなければならないという要件を撤廃している。

¹ <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/marks/833/pub833.pdf>

1.5 マルチクラス出願

新法の第 8 条は、出願人がマルチクラス (multi-class) 出願を行うことを認めている。旧法は、他の GCC 諸国と同様にマルチクラス出願を認めていなかった。当面のところマルチクラス出願の事例はまだなく、マルチクラス出願に関する詳細は施行規則により規定されるものと考えられる。

1.6 上訴期間

拒絶査定または条件付きの決定 (rejected or conditioned decision) を不服とする審判請求が認められる期間は査定通知日から 30 日と新法の第 13 条によって規定されている。さらに、審判において不利な決定が示された場合、管轄裁判所への上訴期間は決定通知日から 30 日である。この点は、裁判所への上訴期間を 60 日と定めていた旧法とは異なっている。

また、監督官庁である経済省に「商標不服審査委員会」 (Grievances Committee of Trademarks) を設立することを新法が規定している、という点も、指摘しておくべき重要な事実である。この委員会は、同省が発行した決定を不服として出願人が提出した請求を審査し、決定を下す権限を有する管轄機関となる。同委員会を率いるのは司法省が任命する専門の判事であり、他の専門委員 2 名は経済省によって任命されることになっている。

1.7 商標出願の公開、更新および取消

新法の第 15 条は、商標出願は受理された時点で監督官庁の官報上で公開されると規定している。官報掲載の費用は出願人が負担し、施行規則に規定された手続に従って公開が行われる。

旧法とは異なり、受理された商標出願は UAE で発行されているアラビア語の日刊紙 2 紙に公表しなければならないという要件は、上の第 15 条には含まれていない。しかし、この要件は後日に施行規則の中で規定・確認されることになるだろう。

さらに、更新の公開 (第 21 条) や商標取消の公開 (第 25 条) に関する規定も、やはり旧法とは異なり、更新や取消は UAE で発行されているアラビア語の日刊紙 2 紙に公表しなければならないという要件を明記していない。

この点に関しては、他の GCC 諸国は受理された商標出願、商標の更新および取消を専ら商標局の公報のみによって公開しており、国内の日刊紙上でそれらを公表する必要はない、という事実注目することが重要である。つまり、UAE がこれらの国々と同じアプローチを採用する可能性もあるということである。

1.8 悪意 (Bad Faith) と先使用 (Prior Use)

旧法と同様、新法にも以下の規定が含まれている。商標を登録した者は当該商標に関する所有権を取得し、その登録の日から5年以上の期間にわたり当該商標の使用が正常に行われ、その使用につき法的紛争が発生しなかった場合、それ以降その商標に対する異議の提起は許容されない。

ただし、新法の第18条1は上記の規定につき適用除外を設けており、悪意により取得された登録に対する取消訴訟は永久的に禁じられないと規定している。この適用除外の採用は、「悪意で登録または使用された商標の登録取消または使用禁止を求める請求については、特段の期限を定めないものとする」と規定したパリ条約第6条2の(3)に従ったものである²。

また、第18条の2は「先使用」について規定しており、ある者が先に使用した商標を他人が登録した場合につき、その登録から5年以内に当該商標の登録取消を求める権利を先使用者に与えている。ただし、かかる商標登録が当該商標の先使用者によって明示的または黙示的に容認されていた場合はこの限りではない。

1.9 暫定的な保護

新法第23条の規定によれば、一般に認められている国際的な見本市がUAE域内で開催された際に、当該見本市の参加者が参加期間中に自らの製品/サービスに使用した商標が商標登録の基準を満たしている場合、それらの商標を保護するため、新法は前記商標の権利者に暫定的な保護を与えている。この保護の適用は施行規則に従って行われる。

1.10 取消審判

新法の第24条は、商標の取消を求める者は裁判所ではなく経済省商標委員会に取消審判を請求しなければならないと規定している。つまり、取消請求を管轄する機関は経済省となる。周知商標の権利者は、自らの商標に類似する商標に対して、類似商標の登録から5年以内に取消を求めることができる。また、連続5年間の商標不使用を理由とした取消請求や、商標法および同法施行規則に違反して登録された商標に対する取消請求も認められる。

1.11 使用許諾

旧法によれば、商標の使用許諾契約（ライセンス契約）は登録簿に記載されなければならない、この記載がない限り使用許諾契約は第三者に対する効力を生じないとされていた。同法は商標

² <https://wipolex.wipo.int/en/text/288514>

使用許諾契約の商法登録簿への記載を明示的に要求しているが、契約が登録簿に記載されていないという事実はライセンサー（許諾者）とライセンシー（使用者）との間に生じる契約上の権利義務には一切影響しないと規定している。

ライセンス契約の登録簿未記載はいくつかの不利な帰結を「ライセンサー」にもたらす。例えば、ある商標がライセンス契約に基づく使用という形でしか使用されておらず、かつ、そのライセンス契約が旧法に従って UAE 商標局に登録されていない場合、不使用を理由とした商標登録の取消/無効が言い渡される可能性がある。ライセンス契約未登録の影響は、当該商標の使用によってライセンサーに有利な効力が生じないというもので、従って、訴訟が起こった場合に当該商標が使用されていたことを手軽に立証することが困難になる。

新法では上記の原則は変更され、同法の第 31 条は、ライセンス契約を監督官庁に登録する必要はないと明示的に規定している。

1.12 地理的表示 (GI)

地理的表示という知的財産の一形態は、これまで UAE では規制されていなかった。

新法の第 6 章（第 38 条～44 条）は、地理的表示 (GI) は言葉、地名、人名、数字、一または複数の色など、あらゆる形態の標識または一群の標識の形をとりうる。

虚偽の原産地を表示し、原産地に関して公衆の混同を惹起するような商品名の決定や商品の販売を行うことは、手段の如何を問わず一切禁じられる。またパリ条約、法律および国際協定に基づく不正競争と見なされるような方法で GI を使用することも禁じられる。

第 40 条は、すべての GI は、それらが原産国において保護されている限りにおいて、新法に定められた保護を享受すると規定している。

第 43 条に規定されているように、GI の登録が認められない場合がある。UAE において善意で使用されている商標の登録出願や商標それ自体との混同を生じさせる場合等である。

1.13 税関による押収

新法は GCC の商標法を踏襲しており、旧法と違って税関による押収に関する規定を設けている。新法の第 7 章は、税関当局は自らの職権または権利者の請求に基づき、違法な物品が収められた貨物の通関を 20 日間停止することができると規定している。この規定の適用除外が第 46 条に定められており、以下のような適用除外が挙げられている：(i)旅行者の手荷物または小包に収められた非営利目的の少量の商品；(ii)商標権者によって、または同人の同意を得た上で、輸出国の市場において取引に供された商品。

暫定的措置に関する手続は、新法の第 47 条に規定されている。

1.14 罰則

新法により、商標侵害に係る処罰は大幅に強化された。強化された処罰の中には、禁錮刑および罰金刑の両方または一方が含まれている。同法の第 49 条によれば、以下の犯罪に対する罰金の額は 10 万 UAE ディルハム以上 100 万 UAE ディルハム以下となっている。

- 1) 公衆の混同を生じさせるような方法による登録商標の模倣および偽造。
- 2) 営利目的で故意に行われた模倣商標または偽造商標の使用。
- 3) 他人が所有する商標の悪意による使用。
- 4) 登録商標の偽造または模倣に用いられる材料の所持。
- 5) 侵害商標を表示した模倣品の故意による輸出入。

第 50 条は、以下の行為について 5 万～20 万 UAE ディルハムの罰金を定めている：a)模倣品/侵害品の販売、販売申し出または販売目的での所持；b)自らの業務書類または商業文書の中で登録し得ない商標を使用すること。

総じて、以下に示すような多くの点で新法が「GCC 統一商標法」に似ているという事実が目撃することが重要である。

- 商標の定義の中に音の商標および匂いの商標が含まれている。
- 登録できない商標のリスト。
- 周知商標の認定基準。
- 商標の所有権に対する異議や先使用に基づく取消請求の対象になることなく登録後 5 年間使用された商標の不可侵性。
- 見本市開催期間中の商標の一時的保護。
- ライセンス契約の登録は任意。
- 処罰の対象となる行為。
- 暫定的措置。

その一方で、GCC の商標法とは異なる点もいくつかある。例えば、UAE の新法が認めているようなマルチクラス出願の可能性は、GCC の商標法では認められていない。また、UAE の新法によれば取消審判は経済省に対して請求されるが、GCC の法の下では取消を管轄する機関は裁判所である。

2. ニース分類に関する連邦法

2021 年 12 月 8 日付で発効した新たな連邦法（2021 年法律第 156 号）に従い、UAE は正式にニース文類（ニース協定）の加入国となった。

UAE はこれまでニース協定に加入していなかったが、以前から商標出願にニース分類を使用していたという事実は指摘に値する。

3. マドリッド制度に関する連邦令

UAEは2021年5月19日、マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）への加入に関する連邦令（2021年第67号）を発行した。この連邦令は、2021年5月31日付の「UAE連邦公報」第703号付録年鑑61号において公開された。

2021年9月28日、UAE政府はマドリッド・プロトコルへの加入書をWIPOに寄託し、109番目にマドリッド制度に参加した国となった。湾岸協力会議（GCC）に属する国の中では、バーレーンとオマーンに続いて3番目のマドリッド同盟加入国である。同議定書はUAEにおいて2021年12月28日付で発効した³。

4. 新たな産業財産法

UAEは、「産業財産権の規制と保護に関する2021年連邦法律第11号」（以下「新法」という）を公布した。この新法により、「特許、産業図面および意匠に関わる産業財産の規制と保護に関する2002年法律第17号」（以下「旧法」という）は廃止された。新法は、UAE連邦内（フリートレードゾーンを含む）において、特許、意匠、集積回路、秘密情報、実用新案証に適用されることになる。新法は2021年5月31日発行の官報第703号にて公開され、2021年12月より施行となった。

ドバイ政府は2022年1月14日、UAE内閣が産業財産権法の執行規則を承認すると発表した。2021年11月に同法の施行規則が公布された時点で効力を発生する。

新法による注目すべき変化には以下のようなものがある。

4.1 特許

・ グレース・ピリオド

発明者または発明者から直接間接に情報を入手した第三者による情報開示は、その開示が第5条(4)に定める出願日に先立つ12か月以内に行われた場合には、特許の取得に影響を及ぼさないとされている⁴。

これは新たに導入された規定であり、特許出願の願書提出に先立つ12か月以内に発明が開示されていたとしても特許出願は可能であり、新規性の要件は満たされる旨を定めている。この規定が導入される前は、旧法により絶対的新規性が要求されていた。絶対的新規性の要件の適用が除外されるのは、旧法第3条の以下の条文により規定される場合のみであった：「国内の見本市で展示される発明、図面、意匠については、国際的な協定や条約の規定または互惠主義の条

³ https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0026.html

⁴ <https://services.economy.ae/m/Pages/ServiceCard.aspx?WFID=97&lang=en-US>

件を考慮し、本法の施行規則により規定される条件に基づき、一時的な保護が与えられるものとする」)。

・早期審査

UAE 産業省は、出願人からの申請に応じて、緊急性を有する一部の特許または実用新案の出願を、それら出願の出願日または第 14 条に定める審査請求の日付に関わらず、他の出願より先に審査することを認めてもよい。ただし、この早期審査は、施行規則に規定された基準および要件に従ってなされた優先権主張を妨げてはならない。

早期審査に関する規定は新法によって新たに導入されたもので、上述した要件および基準は施行規則に明記されることになっている。UAE が特許審査ハイウェイ合意 (PPH 合意) に加入することを決定した場合、この規定は重要なものとなる。PPH は、一つの当局で肯定的な審査結果が示された場合に、別の当局による特許審査の迅速化を図るために、第 1 の当局で得られた肯定的な結果を第 2 の当局に提出できる仕組みを提供するものである。

・分割出願

新法の新たな規定により、出願に複数の発明が含まれている場合、それを原出願として複数の分割出願を行う可能性が出願人に与えられる。ただし、新法の第 16 条によれば、分割出願の主題は原出願の範囲に含まれるものでなければならない。分割出願においては、原出願の出願日そのまま分割出願の出願日となる。分割出願に関する要件は、施行規則により規定されることになっている。

・第 22 条(3)に基づき特許権または実用新案権が適用されない行為

免許を有する薬剤師が治療のために行う複数の薬物の調合。これは、新法により侵害の適用除外に新たに追加されたものである。

旧法第 19 条によれば、特許権の適用が除外されるのは以下の 2 種類のみであった：1) 学術研究関連する活動；2) 車両に実際に必要であることのみを考慮して、臨時にアラブ首長国連邦に導入されている輸送手段に関する特許の使用（その使用が車体構造に対するものか、エンジンに対するものか、当該手段の予備部品に対するものかは問わない）。つまり、新法は、これら 2 つの適用除外を引き継いだ上で、上述の第 3 の適用除外を新たに追加したのである。

・変更出願

新法第 6 条によれば、実用新案出願を特許出願に切り替えることができる。これは新しく導入された規定であり、切り替えに関する要件は施行規則によって規定されることになっている。

・ 契約の履行過程でなされた発明

この主題は旧法第9条によってすでに規定されていた。新法（第10条）は、旧法の規定に新しい要素を付け加えただけである。すなわち、退職した被用者が退職の日から2年以内に発明特許を出願した場合、その発明は雇用期間中になされたものと見なされる。発明を行った被用者とその雇用主の権利義務、発明者が受け取る権利を有する報酬といった事項についても新法は規定している。

4.2 意匠

新法の第43条によれば、意匠は新規であって公序良俗に違反しないものでなければならない（公序良俗に反する意匠を商業的に使用することは許されない）。ある意匠が新規と見なされるのは、意匠出願の出願日より前に当該意匠がいっさい公開されていなかった場合に限られる（その公開が刊行物によるか、実際の使用によるか、その他の方法によるかは問わない）。ただし、意匠出願の願書が提出された日に先立つ1年以内に当該意匠が開示されていた場合、その意匠はすでに公開されていたと見なされることはない。第45条により、意匠の保護期間は出願日から起算して20年に延長された。旧法による保護期間はわずか10年であった。

新法は、意匠保護の要件、特に新規性に関わる要件を旧法よりも包括的に規定している。

4.3 集積回路の回路配置

新法には、集積回路の回路配置の保護に関する章（第5章）が新たに追加されている。この章で追加された規定としては、保護の基準および要件に関する規定、保護期間（10年）等に関するものである。旧法には、集積回路の回路配置に関する規定はまったく盛り込まれていなかった。

4.4 秘密情報

秘密情報の保護は新法の第6章によって追加され、保護の要件と範囲が規定された。旧法には、秘密情報に関連する規定は設けられていなかった。

新法では、そのような情報の保護に関して以下の3つの基準が第61条に規定されている：(1)その情報が、全体として、またはその詳細な構成によって、またはその構成要素の組み立て方によって、当該情報が属している産業技術分野に従事する者の間で一般に知られ、または共有されている情報ではないという意味で秘密であること；(2)その情報が、秘密であるがゆえに商業的価値を有する情報であること；(3)その情報が、当該情報を合法的に管理している者が当該情報の秘密を保持するために講じた有効な手段に依存していること。

4.5 不正競争

新法の第 64 条は不正競争行為と見なされる行為を定めており、第 65 条は不正競争行為と見なされない行為を規定している。

4.6 罰則

知的財産権者により大きな保護を提供するため、新法の下で罰則は大幅に強化され、AED 100,000（十万ディルハム）以上 AED 1,000,000（百万ディルハム）以下の罰金および/または禁錮となった。旧法の下では、AED 5,000 以上 AED 100,000 以下の罰金および/または禁錮とされていた。新法第 69 条の規定によれば、これらの刑罰は、特許、実用新案、意匠、集積回路の回路配置に関する保護を取得するために不正な（または改竄された）文書/情報を提供した者や、同法の保護対象である発明または製法を模倣した者、同法により保護される権利を故意に侵害した者に適用される。同法の施行に関する詳細は、施行規則により規定されるものと予想される。

最後になるが、新法の第 2 条によれば、同法の目的は、産業財産の保護とその登録、使用、利用および譲渡に関する手続を定め、UAE における知識と技術革新の支援を保証し、最良の国際慣行および規範を遵守することにより、産業財産権の分野における自国の競争力を高めることである⁵。

5. 新たな著作権・著作隣接権法

2021 年 9 月 20 日付で発行された「著作権および著作隣接権に関する連邦令」（2021 年第 38 号）（以下「新法」という）は 2021 年 9 月 26 日に公開され、2022 年 1 月 2 日付で発効した。この新法は「2022 年連邦法第 7 号」（以下「旧法」という）の後継となる法律である。新法は 53 条から構成され、著作物の著作権者および著作隣接権者に対する保護を拡大するものであって、一部の規定は旧法と同様であるが、新法には以下に挙げるような重要な改正が盛り込まれている。

5.1 人格権

旧法と同様、新法も第 5 条の中で著作者およびその承継人の人格権を定めている。これらの権利は、取得時効や譲渡の対象とならない。著作者人格権には以下のような権利が含まれる。

- 1) 著作物の公表を最初に決定する権利。
- 2) 著作物の著作者としての認知を求める権利。
- 3) 著作物の改変によって当該著作物の歪曲または毀損が生じるか、著作者の評判が損なわれる場合に、そのような改変に対して異議を唱える権利。

⁵ <https://www.albayan.ae/uae/news/2021-08-05-1.4220995>

- 4) 重大な正当事由が発生した場合に、自らの著作物の流通を差し止める権利。この権利の行使は、管轄裁判所を通じて行われるものとする。スマート機器用アプリケーション、コンピュータプログラムおよびそのアプリケーションにつき、新法は適用除外を定めている。

5.2 将来行われる知的財産の制作

旧法の下では、将来発生する権利の処分が認められるのは著作物5点までに限定されていた。新法の第15条は、将来発生する著作物であって権利処分の対象となるものの数を著作者が契約により定めることを認めている。ただし、その処分の対象が著作者の将来の著作物すべてに及ぶことがあってはならない。

5.3 実演家の排他的な財産権

旧法と同様、実演家が以下の行為について排他的な財産権を有する旨の規定が新法にも含まれている。

- 1) 固定されていない自らの実演を放送し、または公衆に伝達すること。
- 2) 自らの実演を録音物に固定すること。
- 3) 録音物に固定された自らの実演を複製すること。

新法は第17条の中で、上記の権利に新たな権利を追加している。その中には以下の行為に関する権利が含まれている。

- 商業的利益の獲得を目的として自らの実演のオリジナルまたは複製を賃貸すること。
- 販売その他の手段による処分を通じて自らの実演のオリジナルまたは複製を頒布すること。
- 無線または有線の通信手段により自らの実演を公衆に提供する録音物を製作し、公衆が各自の望む方法で前記の実演を視聴し、またはこれにアクセスするのを可能にすること。

5.4 レコード製作者の排他的な財産権

新法の第18条は、レコード製作者の排他的な財産権を以下のように列挙している。

- あらゆる方法による複製。
- 販売その他の手段による処分を通じて自らのレコードの原盤または複製を頒布すること。
- 商業的利益の獲得を目的として自らのレコードの原盤または複製を賃貸すること。
- あらゆる方法により自らのレコードを公衆に提供すること。
- あらゆる方法によりレコードを放送・送信すること。
- あらゆる方法による自らのレコードの利用を権利者の許諾なしに行うのを禁ずること。

5.5 著作者の経済的権利

旧法とは異なり、新法は第 28 条の中で、第三者との関係における著作者の経済的権利を以下のように規定している。以下の規定は、当事者間に書面による別段の合意が存在しない限り適用されるものである。

1. 著作者が他人の利益のために著作物を制作した場合、著作権は、その利益が帰属する他人に帰属する。
2. 被用者または労働者が、自らの職務の過程で、雇用主から直接間接の委託を受けて雇用主の活動または業務に係る著作物を制作した場合、または、それら被用者または労働者が当該著作物を創造するにあたり、自らの処分に委ねられた雇用主の経験、情報、工作設備または原材料を使用していた場合、著作者の経済的権利は雇用主に帰属し、労働者の知的労力に対しては相応の配慮が払われるものとする。
3. 被用者または労働者が雇用主の事業とは無関係な著作物を制作し、かつ、新たな著作物の創作に当たって雇用主の専門知識、情報、工作設備または原材料を使用していない場合、著作権者の経済的権利は当該の被用者または労働者に帰属するものとする。

5.6 建築物に対する著作者の権利

著作者の技術的設計、図面またはスケッチが不正に使用された場合に建築著作物に対する著作者の権利を保護する目的で、建築物への付属物取り付け、建築物の破壊、その特徴の変更、または建築物の没収を行ってはならないとする規定は、旧法と同様、新法にも含まれている。この規定は、著作者が公正な報酬を受け取る権利を損なうものではない。

新法は、当事者間に別段の明示的な合意が存在しない限り、建築デザインに関する著作権については物件所有者の財産権が考慮されることを示した以下の規定を、第 31 条に追加している。

2. 建築物の所有者は、本法に定める技術図面、設計および設計図が適用された既存の建築物の改良または変更を行う権利を有する。

5.7 暫定的救済および不服申立

裁判所への訴訟提起に関する期限は新法によって改められ、旧法では暫定的差止命令の発行日から 15 日間とされていた期限が 20 日間に変更された。

さらに、差止命令の発行を受けた者が裁判所長に対して当該差止命令に関する不服申立を行うことができる期間が新法により短縮され、旧法に規定されていた 20 日間から 15 日間に変更された。

5.8 不服審査委員会

新法の第 37 条は、「著作権・著作隣接権不服審査委員会」(Grievances Committee for Copyright and Neighboring Rights) の設立を定めている。この委員会は、監督官庁が発行した決定を不服として申請人が提出した請求を審査し、決定を下す権限を有する管轄機関となる。同委員会を率いるのは司法省が任命する専門の判事であり、この他に専門委員 2 名が経済省によって任命されることになっている。

上記委員会の委員の任命、その審議プロセスおよび関連の不服申立手続に関する決定は、経済大臣によって発行される予定である。同委員会への不服申立期間は、不服とされる決定が通知された日から 30 日間である。

5.9 税関による押収

新法に追加された第 38 条は、税関当局は自らの職権または権利者の請求に基づき、違法な物資が収められた貨物の通関を 20 日間停止することができると規定している。

5.10 罰則

旧法と同様、違反者に対する処罰には、禁錮刑および罰金刑の両方または一方が含まれる。

- 新法により罰金額は引き上げられた。同法第 39 条の規定によれば、許可なく以下のいずれかの行為をなした者に課される罰金は 1 万 UAE ディルハム以上 10 万 UAE ディルハム以下となっている。

- 1) 本法に規定された著作権者または著作隣接権者の人格権または財産権のいずれかを侵害する行為。これに該当する行為には、コンピュータ、インターネット、情報・通信ネットワークその他の手段または装置を通じて、本法により保護される著作物、実演、レコード、放送を、公衆がアクセスできる範囲に提供することが含まれる。
- 2) 何らかの方法により、本法の規定に基づき保護される著作物、レコードまたは放送の販売、賃貸または流通のための提供を行うこと。

上記の条文に規定された刑罰は、告発の原因となった著作物、実演、プログラムまたはレコードの数に応じて加重される。

累犯の場合の刑罰は、最低 6 か月の禁錮および 10 万 UAE ディルハム以上 50 万 UAE ディルハム以下の罰金となる。

- 以下のいずれかの行為をなした者については新法により刑罰が強化され、禁錮刑の期間は 6 か月に延長され、罰金は 10 万 UAE ディルハム以上 70 万 UAE ディルハム以下となっている。

- 1) 販売、賃貸または流通を目的として、以下の物品を不正に製造または輸入すること：著作物の模倣品またはその複製品；著作権者または著作隣接権者が、自らの権利の伝送、流通の提案、調整や管理または複製の忠実度に関する特定の基準の維持を目的として採用した保護手段または技術を欺くために、特に設計または調製された器械、設備、装置または材料。
- 2) 本法に規定された権利の調整または管理を目的とする技術的保護手段または電子データを不正に妨害または毀損すること。
- 3) 著作者または権利者または以上の者の承継人の許諾を得ずして、コンピュータプログラム、そのアプリケーションまたはデータベースのコピーをコンピュータ内にダウンロードまたは保存すること。

累犯の場合の刑罰は、最低9か月の禁錮および50万UAEディルハム以上100万UAEディルハム以下の罰金となる。

- さらに、著作権者またはその承継人から事前に使用権を取得せずにコンピュータプログラム、そのアプリケーション、スマート機器用アプリケーション、またはデータベースを利用した者に対する刑罰が新法によって強化され、プログラム、アプリケーションまたはデータベースの侵害1件につき3万UAEディルハム以上10万UAEディルハム以下の罰金刑が言い渡されるという点に注目することも重要である。

累犯の場合の刑罰は、10万UAEディルハム以上100万UAEディルハム以下の罰金となる。

新法も旧法と同様に、その第41条の中で、法人、営利団体または職能団体の名の下に、または前記の者の利益のために犯罪が実行された場合、裁判所は3か月を超えない期間の営業停止を決定することができる」と規定している。

5.11 フラッグ・キャリア

新法によって追加された第46条は、国旗を表示する輸送機関（航空機、船舶、列車等）は新法の規定を遵守しなければならないと規定している。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 60

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。